



福岡医発第 211 号 (地)
平成 31 年 4 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省医政局総務課長及び医療経営支援課長の連名にて各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知が発出され、本会に対しても日本医師会を通じて連絡がありました。

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人（持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画について、厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいう。）、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 29 号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたもの、並びに同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額診療を行う病院事業を行う法人で一定の基準を満たしたもの（以下「社会医療法人等」という。）においては、税制優遇措置を受けることから、公的に運営されることが求められ、自費患者に対し請求する金額について、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることが認定又は承認の要件とされています。しかし、近年、一部の医療機関において、訪日外国人の自由診療が増加し、社会保険診療報酬と同一の基準により計算すべき経費の範囲について疑義が生じていることから、社会医療法人等への助言、指導にあたっての留意事項等を通知するものです。

なお、この通知は、社会医療法人等及び社会医療法人等の認定、承認を受けようとする法人について周知するものであり、これらの法人以外の一般の医療法人にあっては、自由診療である訪日外国人の診療については、この通知に関係なく必要な経費を請求できますのでご留意ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下の関係医療機関へご周知いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

平成31年4月5日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 小玉 弘之

常任理事 松本 吉郎

社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求
について

この度、厚生労働省医政局総務課長及び医療経営支援課長が各都道府県衛生主管部(局)長宛に通知した「社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について」に関する通知文書並びに資料を送付いたします。

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人(持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画について、厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいう。)、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条第1項第29号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたもの、並びに同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額診察を行う病院事業を行う法人で一定の基準を満たしたもの(以下「社会医療法人等」という。)においては、税制優遇措置を受けることから、公的に運営されることが求められ、自費患者に対し請求する金額について、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることが認定又は承認の要件とされています。しかし、近年、一部の医療機関において、訪日外国人の自由診療が増加し、社会保険診療報酬と同一の基準により計算すべき経費の範囲について疑義が生じています。このため、社会医療法人等への助言、指導にあたっての留意事項等を通知するものです。

なお、この通知は、社会医療法人等及び社会医療法人等の認定、承認を受けようとする法人について周知するものであり、これらの法人以外の一般の医療法人にあつては、自由診療である訪日外国人の診療については、この通知に関係なく必要な経費を請求できますのでご注意ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への本件の周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

(別添文書)

- 社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について (日本医師会担当理事宛添書、厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医政局医療経営支援課長)
- 社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について (各都道府県衛生主管(局)長宛文書、厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医政局医療経営支援課長)

医政総発0328第1号
医政支発0328第1号
平成31年3月28日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医政局医療経営支援課長



社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知を発出いたしましたので、御了知願います。

医 政 総 発 0328 第 1 号
医 政 支 発 0328 第 1 号
平 成 31 年 3 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公 印 省 略）

社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について
(通知)

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人（持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画について、厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいう。）、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 29 号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたものの、並びに同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額診療を行う病院事業を行う法人で一定の基準を満たしたものの（以下「社会医療法人等」という。）においては、税制優遇措置を受けることから、公的に運営されることが求められ、自費患者に対し請求する金額について、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることが認定又は承認の要件とされている。しかし、近年、一部の医療機関において、訪日外国人の自由診療が増加し、社会保険診療報酬と同一の基準により計算すべき経費の範囲について疑義が生じている。このため、社会医療法人等への助言、指導にあたっては下記の事項に留意されるとともに貴管下の医療法人に周知願いたい。

なお、この通知は、社会医療法人等及び社会医療法人等の認定、承認を受けようとする法人について周知するものであり、これらの法人以外の一般の医療法人にあっては、自由診療である訪日外国人の診療については、この通知に関係なく必要な経費を請求できるものであるので留意願いたい。

記

- 1 次の経費は訪日外国人の診療にのみ生じる特有の経費であることから、その必要な経費を訪日外国人の患者に請求することは差し支えない。
ア 旅行者保険に関連する事務の費用

- イ 診療・治療に必要な患者情報について外国との連絡に係る事務の費用（外国在住の患者家族への病状説明、手術の同意を得ることに係る費用を含む。）
- 2 社会医療法人等にあっても次の事項については、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成 17 年 9 月 1 日保医発第 0901002 号（以下「通知」という。））に基づき、療養の給付と直接関係ないサービス等として、費用徴収することが認められているものであることを留意されたい。
- ア 外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料（通知 2 (2)ウ）
- イ 日本語を理解できない患者に対する通訳料（通知 2 (5)イ）
- 3 診療と直接関係ないサービス（空港までの患者搬送等）を提供する場合に、実費を請求することは差し支えない。なお、サービスの提供に当たっては、関係法令に基づき、当該社会医療法人等が実施することができる業務の範囲内で行うことに留意すること。

以上